

枚方市地域認定クラブに関する認定要項

1. 目的

枚方市立中学校における部活動の受け皿として地域人材等で組織する団体を枚方市地域認定クラブ(以下「地域認定クラブ」という)に認定し、中学生等が生涯にわたり、スポーツ・文化芸術に親しむ環境の充実を図ることを目的とする。

2. 認定の要件

地域認定クラブの認定の要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地域認定クラブの組織に関すること

- ① 本市立中学校在籍の中学生が参加できるクラブであること。
- ② 中学生等を対象にスポーツまたは文化芸術活動を行い、専門性を持った指導ができること。
- ③ 「枚方市立学校部活動方針」に沿った活動(休養日・活動時間については遵守)であること。
- ④ 大会出場のためだけに組織されたものではなく、年間を通じて活動するものであること。
- ⑤ 営利目的を主とした運営でないこと。
- ⑥ 活動場所は原則として枚方市内とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。
- ⑦ 地域認定クラブに参加する会員(中学生等及び保護者)が自由に加入及び退会できること。また、脱会の際の会費等の取り扱いが明確であること。
- ⑧ 持続可能なクラブの運営をめざし、複数の役員や指導者が運営に参画していること。指導者については、市やスポーツ団体等が主催する指導者研修を受講する等、専門性や指導力の向上に努めていること。
- ⑨ 以下の要件を満たす規約又は会則等を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること。

ア 目的

イ 運営主体及び役員等

ウ 加入・退会に係る手続き

エ 会費

オ 活動場所及び活動時間

カ 休養日

キ その他必要と認める事項

- ⑩ 加入する保険は、学校活動時のけが等に備えた災害救済給付と同等の保障となるものであること。

(2) 地域認定クラブの活動方針及び指導方針等に関すること。

- ① 国・府のガイドラインや「枚方市立学校部活動方針」を遵守して活動すること。
- ② 生徒の安全確保に努め、暴言・暴力・行き過ぎた指導・ハラスメント等の行為は、人権を侵害する違法な行為であることを理解し、生徒の人権を尊重して活動を行うこと。
- ③ 過度な練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、バーンアウト、精神の不安定につながることを正しく理解し、成長期にある生徒がバランスを取れた生活を送ることができるよう、学校部活動に

準じた休養日及び活動時間を設定すること。

- ④ 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や給食時間等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への連絡体制の整備等を行うなど、生徒の安全確保に万全を期すること。
- ⑤ 活動内容や活動実績について、生徒の所属中学校と必要に応じた情報共有を行うこと。
- ⑥ 中学校体育連盟等の各種大会は、大会の規定に基づき地域クラブとしての参加をすること。

3. 認定の申請

地域認定クラブの認定を申請しようとする団体（以下「申請者」という）は、「枚方市地域認定クラブ認定申請書」（様式1）に次に掲げる書類を添えて、枚方市教育委員会（以下「教育委員会」という）に提出しなければならない。

- (1) 団体の規約もしくは会則、または相当するもの
 - (2) 当年度の活動計画書（任意様式）
 - (3) 年間収支予算関係資料（任意様式）
 - (4) 収支報告関係資料（任意様式）
 - (5) 枚方市地域認定クラブ認定要件確認書（様式2）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める書類
- ※(4)については年度末の更新時に提出していただきます。

4. 認定の決定

教育委員会は、認定の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、認定の可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

5. 認定期間

認定期間は4月1日から3月31日までを1年度とした最大3年度とし、年度更新制とする。

年度途中に認定決定を受けた地域認定クラブは、認定決定日から次の3月31日までを1年度目とし、3年度目は4月1日から認定決定月日の前日までとする。

6. 変更の届出

認定を受けた地域クラブ（以下「地域認定クラブ」という）は、「枚方市地域認定クラブ認定申請書」（様式1）の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

7. 認定の取消し

教育委員会は、地域認定クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。また、認定取り消しを受けた団体は、次年度申請することはできない。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けたことが判明したとき。
- (2) 認定の要件を欠くに至ったとき。

- (3) 地域認定クラブとしてふさわしくない行為があったとき。
- (4) その他、教育委員会が不適当と認めたとき。

8. 地域認定クラブの責務

- (1) 地域認定クラブは、教育委員会が行う事業に対し、依頼に応じて連携協力を行うものとする。
- (2) 地域認定クラブは、活動実績について教育委員会の求めに応じて報告するものとする。

9. その他

この要項に定めのない事項については、教育委員会が必要に応じて別に定める。

附 則

この要項は、令和7年11月1日から施行する。